平成２２年（フ）第１８４８号
名古屋市千種区青柳町６丁目11番地　富士商事第二青柳寮西棟501号
債務者　天野　友広
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９０１号
名古屋市港区当知２丁目1715番地　グランドヒルズ当知三番館402号
債務者　大滝みどり
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９０２号
名古屋市港区当知２丁目1715番地　グランドヒルズ当知三番館402号
債務者　大滝　啓司
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８３３号
愛知県大府市森岡町割木29番地の１
債務者　宮前　敦子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７３号
熊本市清水新地２丁目４番１号
債務者　堤　　満
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３５０号
熊本市中央街２番３―803号
債務者　米納弓美子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４９２号
熊本市白藤３丁目４番３―305号
債務者　源川芽久美
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５１８号
熊本市御幸笛田６丁目７番７―202号
債務者　山道　美和
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５７８号
熊本市城山半田２丁目２番３―106号
債務者　山元　敦子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１８号
山口県防府市多々良１丁目１番33号
債務者　青木　邦江
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
山口県美祢市美東町大田3857番地１
債務者　桂　　哲男
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
山口市朝倉町２番50号
債務者　田中美由紀（旧姓河崎）
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６号
山口市宝町２番80号　レジデンス宝町102号
債務者　山中　　優
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
山口県防府市大字仁井令849番地の11
債務者　好川　辰夫
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
山口県美祢市美東町大田5534番地
債務者　中島　礼子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３７号
熊本市島町１丁目８番１号
債務者　佐伯　絵美
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４０２号
熊本市野田２丁目３番25号
債務者　早野多重子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１２３３９号
千葉県浦安市堀江６丁目１―28
債務者　高橋真由美
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時　東京地方裁判所民事第20部